

静岡県告示第210号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年3月25日

静岡県知事 鈴木康友

第1 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

37.4トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	<u>28.76</u> トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（くろまぐろはえ縄漁業） （周年）	<u>18.18</u> トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（くろまぐろひき縄釣漁業） （11月から翌年3月まで）	<u>10.08</u> トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（その他漁業）（周年）	0.50トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	<u>7.64</u> トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

備考 変更箇所は、下線が引かれた部分である。